

青森県報

第四千十四号

平成二十七年
六月二十九日
(月曜日)

目次

訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……一

告 示

介護保険法による研修実施機関の指定……………(高齢福祉課) ……二

道路の区域の変更……………(道路課) ……二

道路の供用の開始……………(同) ……二

公 告

平成二十六年年度の行政文書の開示の状況の公表……………(総務学事課) ……三

平成二十六年年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表……………(同) ……三

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生課) ……四

建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……五

右……………(同) ……五

右……………(同) ……五

出先機関……………(同) ……五

訓 令

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(西北地域) ……六

訓

令

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一水産振興課の項の第十号の副知事専決事項の欄イ中「第二十一条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、「よる」の下に「漁業の」を加え、同欄に次のように加える。

ロ 第四十三条第一項及び第二項の規定による採捕の許可の取消し等に関すること。

別表第一水産振興課の項の第十号の課長専決事項の欄ハ中「第三十五条」を「第五十六条第一項」に改め、同ハを同欄へとし、同欄ロ中「第七条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、「よる」の下に「採捕の」を加え、同ロを同欄ホとし、同欄イ中「第五条及び第十三条」を「第二十七条及び第三十五条第一項」に、「漁業」を「採捕」に改め、同イを同欄ニとし、同欄にイから八までとして次のように加える。

イ 第六条の規定によるしじみ漁業の許可に関する事。

ロ 第八条第二項の規定による漁業の許可の有効期間の短縮に関する事。

ハ 第十五条第一項の規定による漁業の許可の内容の変更の許可に関する事。

別表第三地域県民局の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所長の項の第五号イ中「海域」の下に「又は内水面」を加え、同項の第九号中「とする」の下に「漁業及び」を加え、同号ホ中「第三十五条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同ホを同号リとし、同号ニ中「第十六条」を「第三十八条」に、「許可証」を「採捕許可証」に改め、同ニを同号チとし、同号ハ中「第十三条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、「よる」の下に「採捕の」を加え、同ハを同号トとし、同号ロ中「第八条及び第九条」を「第三十条及び第三十一条」に、「許可証」を「採捕許可証」に改め、同ロを同号へとし、同号イ中「第五条」を「第二十七条」に改め、「水産動物の」を削り、同イを同号ホとし、同号にイから二までとして次のように加える。

イ 第六条の規定によるしじみ漁業の許可に関すること。
 ロ 第九条及び第十条の規定による漁業許可証の交付及びその写しの交付に関すること。
 ハ 第十五条第一項の規定による漁業の許可の内容の変更の許可に関すること。
 ニ 第十八条の規定による漁業許可証の書換え及び再交付に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十七年七月一日から施行する。

告

示

青森県告示第四百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の三十三第一項の規定により、次のとおり更新研修の実施に関する事務を行う者を指定したので、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の十六第三項の規定により公示する。

1	図面番号	道路種類の	路線名	変 更 の 区 間
県道			岩崎深浦線	西津軽郡鰯ヶ沢町大字岩崎字玉坂二七九の七〇から 西津軽郡鰯ヶ沢町大字岩崎字玉坂二七九の六七まで
	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
	前	一〇・七〇メートルまで	一一二・五〇メートル	
	後	二五・七〇メートルまで	一一二・五〇メートル	

青森県告示第四百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年七月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	公益社団法人青森県介護支援専門員協会	主たる事務所の所在地	青森市新町二丁目八の二一	年 指 月 日 定	平成 二七・六・二七
-----	--------------------	------------	--------------	-----------	---------------

青森県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年七月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	県道岩崎深浦線	供用開始の区間	西津軽郡鰯ヶ沢町大字岩崎字玉坂二七九の七〇から 西津軽郡鰯ヶ沢町大字岩崎字玉坂二七九の六七まで	供用開始の期日	平成二七・六・二九
-----	---------	---------	--	---------	-----------

公

告

平成二十六年年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二十条の規定により、平成二十六年年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成二十七年六月二十九日

青森県県民課 三 塚 申 郎

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開 示	一 部 開 示	不 開 示	却 下	取 下 げ 検 討 中	
知 事	2,003 (20)	1,636 (17)	257 (3)	30	0	70	22
病院事業管理者	9	8	1	0	0	0	0
議 会	15	6	9	0	0	0	0
教 育 委 員 会	43 (1)	24	17 (1)	2	0	0	0
選挙管理委員会	15	3	10	0	0	2	0
警 察 本 部 長	97 (2)	2	91 (2)	3	2	0	0
公立大学・青森立健大学	2	2	0	0	0	0	0
地方独立行政法人青森県産業技術センター	1	1	0	0	0	0	0
計	2,185 (23)	1,682 (17)	385 (6)	35	2	72	22

注1 () 内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計35件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは26件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処 理 の 状 況 (件)				
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ 審 理 中
5 (6)	0 (1)	0 (3)	2 (1)	0 (1)	0 3

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 不服申立てがあつた日から青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した日までの期間が90日を超えた事案
不服申立てがあつた日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかった。

(3) 審査会からの答申書の配付があつた日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案
審査会からの答申書の配付があつた日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかった。

平成二十六年年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第四十九条の規定により、平成二十六年年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十七年六月二十九日

青森県県民課 三 塚 申 郎

1 実施機関における個人情報取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)				
		開 示	一 部 開 示	不 開 示	却 下	取 下 げ 検 討 中

知事	46	39	6	1	0	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
公安委員会	1	0	0	1	0	0	0	0
警察本部長	26	1	25	0	0	0	0	0
計	74	40	32	2	0	0	0	0

注 不開示の計2件中、開示請求に係る保有個人情報保有していないことを理由とするものは2件である。

□ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	72
病院事業管理者	23
教育委員会	9,514
人事委員会	51
警察本部長	120
公立大学法人青森県立健大	170
地方独立行政法人青森県産業技術センター	5
計	9,955

- (2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況
訂正請求は、なかった。
- (3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況
利用停止請求は、なかった。
- (4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての処理の状況

区分	件数	処理の状況(件)				
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ

開示決定等に係るもの	3 (1)	0 (1)	0	0	0	0	1
訂正決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る係数であり、いずれも外数である。

- (5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況
苦情の申出は、なかった。

2 事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項

- (1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件数	処理の状況(件)	
	処理済	検討中
6	6	0

- (2) 事業者に対する勧告の件数
事業者に対する勧告は、なかった。
- (3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。
- (4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

~~~~~

青森県個人情報保護委員会 第二十五条第二項の規程による苦情の申出の件数及びその処理の状況は、次のとおりである。

青森県個人情報保護委員会 第二十五条第二項の規程による苦情の申出の件数及びその処理の状況は、次のとおりである。

青森県個人情報保護委員会 第二十五条第二項の規程による苦情の申出の件数及びその処理の状況は、次のとおりである。

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人双松福祉会

三 代表者の氏名

正部家 佑介

四 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町大字角柄折字餅粟久保四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、階上町及び近隣市町村民に対して、介護サービス等に関する事業を行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小島建設株式会社

二 代表者の氏名 小島 元子

三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字田子四の三〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第七六〇号

五 取消年月日 平成二十七年五月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 八戸鉄工協同組合

二 代表者の氏名 田島 幹二

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館一丁目六の一七

四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第三〇〇一四九号

五 取消年月日 平成二十七年六月四日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

平成二十七年五月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 岩善電工産業株式会社

二 代表者の氏名 岩間 靖志

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字島ノ前二〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第九七五二号

五 取消年月日 平成二十七年六月四日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可  
七 取消しの原因となった事実

平成二十七年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

## 出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、枝川鶴田土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月二十九日

西北地域県民局長 山 本 馨

一 縦覧に供する種類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年六月三十日から同年七月二十八日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所、板柳町役場及び鶴田町役場

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭